



告





例





効

会







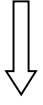


例 側

含



会



会





合

助

収

助

令

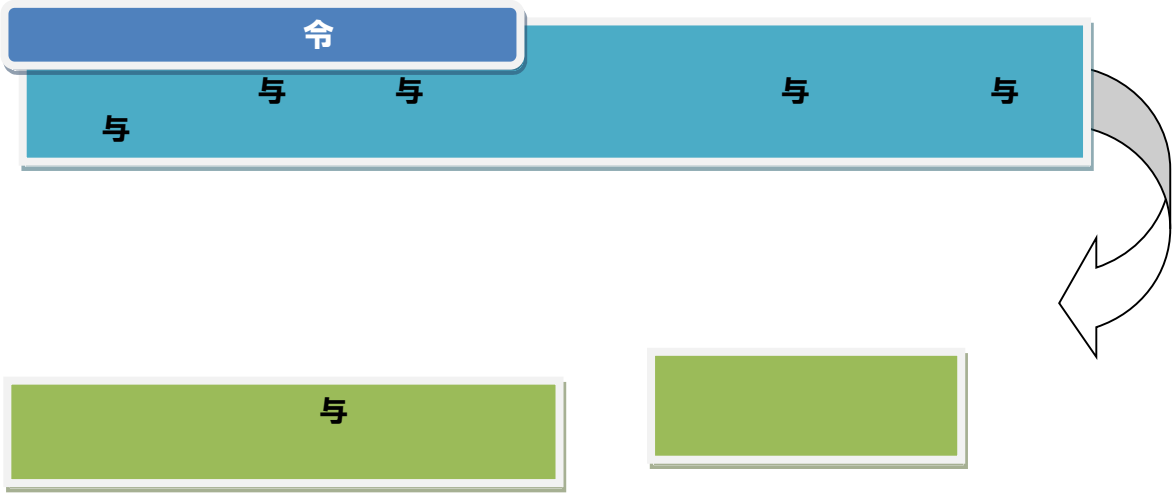
例



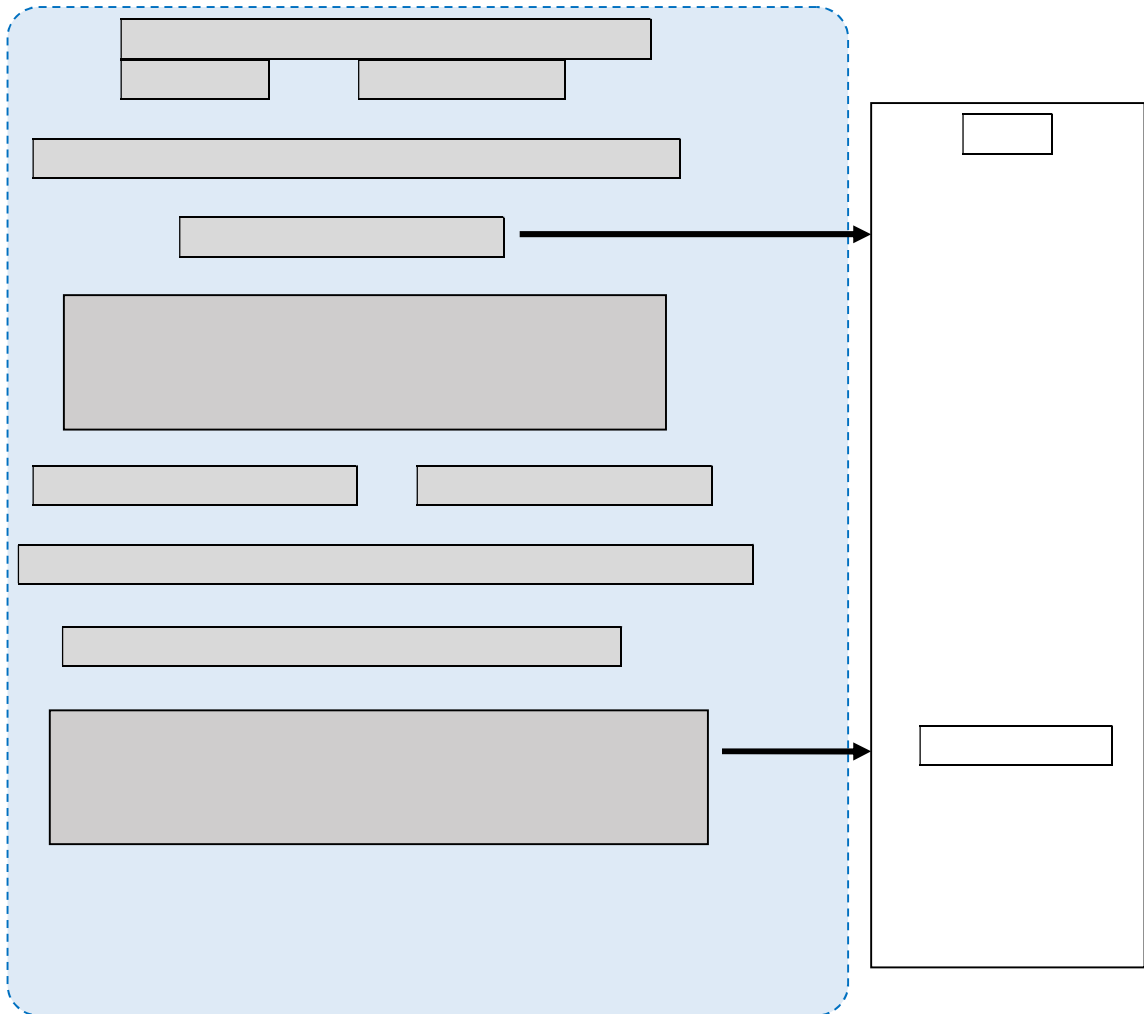
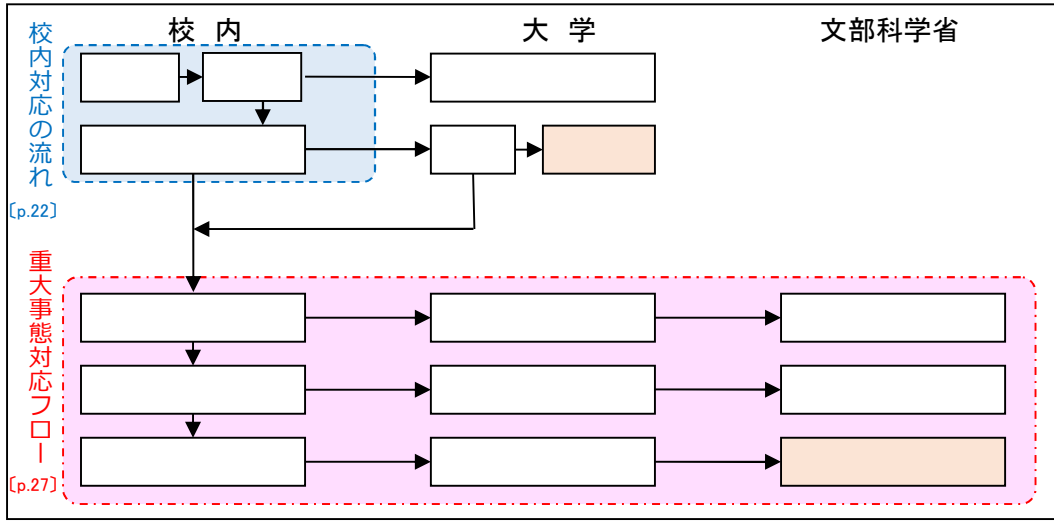
会



令



# 会













主体	項 目	参 考
事案発生（いじめが原因により、生命、心身、財産に危険が生じた場合）		
学校長 → 学長 （支援G）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期対応</li> <li>・自殺または自殺を図った場合、大学（設置者）へ速やかに対応報告し、調査等を開始する。</li> </ul>	
学校長 ⇄ 学長 （支援G）	自殺又は自殺を図った以外の場合、重大事態の可能性について情報共有をし、解決しない場合には、重大事態として、速やかに第1報の報告及び調査組織設置等の準備を指示。	
学校長 ⇄ 副理事 （支援G）	・状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う	
報告		
学校長 → 学長 （支援G）	重大事態発生後（速やかに） 「児童生徒の事件等報告書（第一報）」を提出（大学へ）	★第28条第2項、3項 ◎P332 ■P5
学長 → 文部科学省 （支援G） （教員養成 企画室）	重大事態発生後（速やかに） 「児童生徒の事件等報告書（第一報）」を提出（文科省へ）	★第29条第1項 ◎P332
理事	調査の主体（学校又は大学）を判断	◎P333
調査		
学校長 （又は理事）	調査組織の設置 （委員は、学内組織に第三者を加える。もしくは第三者のみで構成）...	★第28条第1項 ◎P344 ■P6
学校 学校 → 被害生徒 保護者	調査の実施	★第28条第2項、3項 ◎P355
学校長 ⇄ 副理事 （支援G）	・状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う	
学校長 → 学長 （支援G）	調査の進捗により、「児童生徒の事件等報告書（第2報）」を提出（大学へ）	■P7、P10
学長 → 文部科学省 （支援G） （教員養成 企画室）	「児童生徒の事件等報告書（第2報）」の提出（文科省へ）	
報告		
学校 学校長 → 学長 （支援G）	調査結果の取りまとめ 「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出（大学へ）、 「被害を受けた児童生徒及び保護者からの所見」を提出（希望の場合）	★第28条第4項 ◎P39 ■P12
学長 → 文科省 （支援G） （教員養成 企画室）	「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出（文科省へ）	★第29条第1項 ◎P39
文科省 → 学長	再調査実施の有無の判断、指示	★第29条第2項 ◎P39

★：「いじめ防止対策推進法」（平成29年法律第75号）

◎：「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定）」（平成29年3月14日改定）

■：「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日改定）

主体	項目	参考
事案発生（いじめが原因の不登校）		
学校長 → 学長 （支援G）	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期対応</li> <li>連続欠席が継続する場合、大学（設置者）へ報告し、情報共有をす。</li> </ul>	
学校長 ⇄ 学長 （支援G）	重大事態の可能性について情報共有をし、解決しない場合には、重大事	
学校長 ⇄ 副理事 （支援G）	・状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う	
重大事態発生・判断		
学校長 （副理事）	継続的な欠席（年間欠席30日を目安）により、重大事態に該当する	★第28条第1項第2項 ◎P31～ ■P3
報告		
学校長 → 学長 （支援G）	重大事態発生後（速やかに） 「児童生徒の事件等報告書（第1報）」を提出（大学へ）	★第28条第2項、3項 ★第29条第1項 ◎P32 ■P5
学長 → 文部科学省 （支援G） （教員養成企画室）	重大事態発生後（速やか（2週間以内）） 「児童生徒の事件等報告書（第一報）」を提出（文科省へ）	★第29条第1項 ◎P32
理事	調査の主体（学校又は大学）を判断	◎P33
調査		
学校長 （又は理事）	調査組織の設置 （委員は、子内組織に第二者で加える、もしもは第28条第1項第2項）	★第28条第1項 ■P6
学校 学校 → 被害生徒 保護者	調査の実施	★第28条第2項、3項 ◎P33
学校長 ⇄ 副理事 （支援G）	・状況報告及び解決に向けた指導・支援を行う	
学校長 → 学長 （支援G）	調査の進捗により、「児童生徒の事件等報告書（第2報）」を提出（大学へ）	■P7、P10
学長 → 文部科学省 （支援G） （教員養成企画室）	「児童生徒の事件等報告書（第2報）」の提出（文科省へ）	
報告		
学校長 → 学長 （支援G）	調査結果の取りまとめ 「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出（大学へ） 「被害を受けた児童生徒及び保護者からの所見」を提出（希望の場合）	★第29条第1項 ◎P39 ■P7
学長 → 文部科学省 （支援G） （教員養成企画室）	「いじめの重大事態の調査結果報告書」の提出（文科省へ）	★第29条第1項 ◎P39
文科省 → 学長	再調査実施の有無の判断、指示	★第29条第2項 ◎P39

★:「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

◎:「いじめの防止等のための基本的な方針」(令和6年2月4日改定)

■:「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成25年2月24日改定)

(報告様式3)

令和 年 月 日

国立大学法政大高大学長 広島大学長

越智 光夫 殿

広島大学附属〇〇学校

校長 ○ ○ ○ ○

いじめによる重大事態（いじめ）の発生について【策 一 報】(報告)

いじめ防止対策推進法第28条第1項における下記に該当する重大事態（の  
疑い）が発生しましたので、別紙のとおり報告します。

つきまぎで法政大高附属法政大高各課の規程に当り甚だ謝罪の意を込めて報告  
をお願いします。

記

- ( ) 1. いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に関する重大な被害
- ( ) 2. いじめによる児童生徒の相当期間の欠席（不登校）

※不登校による重大事態は、不登校が継続する日を旨

※附属学校支援グループ記入欄

受理日	年 月 日	発生日	年 月 日
文科省報告(予定)	年 月 日【発生日から7日以内】		事前報告 □( 年 月 日)
受 付 者			
資料確認	報告書	□( )	参考資料 有・無
報 告	G L	□( )	副 理 事 □( )

**児童生徒の事件等報告書**  
【第 報について（令和 年 月 日）】

附属〇〇学校

(1) 事件等の概要

(2) 発生日時

令和 年 月 日 時頃

（※不登校の場合は、いじめを原因として〇日欠席（報告書見出し））

(3) 発生場所

(4) 当該児童生徒の名称・学校名

学校名	(国立)	学校			
学年	年	性別	年齢	歳	名前

(5) 学校の概要

住所・連絡先	(住所)	(FAX)
校長名	児童生徒数	
学級数	教職員数	

(6) 事件等の経緯

(7) 当該児童生徒に関すること（学校生活、家庭環境等）

(8) 事件前・事件後の対応について

※時系列等を整理した既存の資料など、概要を把握するために参考となる資料（時系列）がありましたら、幅広く添付して下さい。

令	→					
		令	係			係
		例助				例令
令	→					
	係令					
	例助					判

会



I Q & A (国立教育政策研究所「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校  
づくり『学校いじめ防止基本方針』策定Q & A」2013.11 抜粋)

与

与



## II 關係法令等































